

大野市文化会館照明特殊器具使用料

(単位：円)

区分	器具名	単位	使用区分	使用料
照明装置	1 Aセット シーリングスポットライト 第1ボーダーライト 第2ボーダーライト フロントスポットライト 舞台調光器操作盤装置	1列 1列 1列 2列 1式	1時間につき	1,600
	2 Bセット(Aセットに加えて) サスペンションライト アッパ Horizont ライト ロー Horizont ライト フロントスポットライト 各種効果器 ステージスポットライト クセノンピンスポットライト	3列 1列 1列 2列 1式 8台 2台	1時間につき	3,200
	3 花道フットライト	1列	1時間につき	200
	4 第1ボーダーライト	1列	1時間につき	400
	5 第2ボーダーライト	1列	1時間につき	400
	6 ロー Horizont ライト	1列	1時間につき	200
	7 アッパ Horizont ライト	1列	1時間につき	400
	8 サスペンションライト	1列	1時間につき	400
	9 シーリングライト	1列	1時間につき	800
	10 フロントサイドスポットライト	4列	1時間につき	800
	11 ステージスポットライト	2台	1時間につき	200
	12 効果器	1台	1時間につき	400
	13 2Kクセノンスポットライト	1台	1時間につき	500
	14 舞台調光器操作盤装置	1式	1時間につき	800
	15 展示照明スポット	1灯	1日以内	100
器具の持込み	照明器具を持ち込む場合は、使用電力により使用料を区分する。			
	1 使用電力が5KW未満の場合		1時間につき	200
	2 使用電力が5KWを超え10KW未満		1時間につき	500
	3 使用電力が10KWを超え15KW未満		1時間につき	800
	4 使用電力が15KWを超える場合		1時間につき	1,000